

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月28日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第2号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「各指定金融機関等所定の領収を証する印を押して」を「当該指定金融機関等が設置する現金自動預払機その他の機械による場合にあつては当該機械により発行した領収書（会計管理者が認めた様式によるものに限る。）を、その他の場合にあつては当該指定金融機関等所定の領収を証する印を押した」に改める。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。